

ヨドバシファミリー安心補償 ご利用規定

■傷害死亡・後遺障害保険金：100万円

■個人賠償責任保険金：3,000万円

(事故に遭われた場合)

■遅滞なく引受保険会社にご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。

なお、保険金支払事由の日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払することがあります。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払する場合 | 保険金のお支払額 |
|---|--|---|
| 傷害死亡保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 ★自転車搭乗中等のみ補償特約 | 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 （注）自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いたします。 | 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。 |
| 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 ★自転車搭乗中等のみ補償特約 | 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 （注）自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 | 傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払する傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 |
| 個人賠償責任保険金 ★企業等の事業活動（自転車商品付帯）に関連する個人賠償責任補償特約 | 日本国内において保険期間中、次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 保険契約者（株式会社ヨドバシカメラ、以下「ヨドバシカメラ」）から購入した自転車※の使用または管理に起因する偶然な事故 （注1）保険契約者（ヨドバシカメラ）から購入した自転車。保険契約者（ヨドバシカメラ）から購入した者から、別の者に譲渡された自転車を含みません。 （注2）被保険者の範囲は、保険契約者（ヨドバシカメラ）から自転車を購入した者、その配偶者※、その同居の親族および別居の未婚※の子となります。 | 損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用（*）等をお支払いします。 （*）引受保険会社の書面による同意が必要となります。 （注1）法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）日本国内において発生した事故について、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 |
| 保険金の種類 | 保険金をお支払いしない主な場合 | |
| 傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 ★自転車搭乗中等のみ補償特約 | ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がわからないときでも、頭（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●自転車※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 | |

| | |
|--|--|
| 個人賠償責任保険金 ★企業等の事業活動（自転車商品付帯）に関連する個人賠償責任補償特約 | ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任（自転車商品付帯）に ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（注1）が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（注2）または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任●専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 （注1）使用人：被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。 （注2）暴動：群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 （注3）専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産：住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。 |
|--|--|

◇ 傷害死亡・後遺障害保険金には「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*1）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*1）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒②ウイルス性食中毒（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「自転車」とは、ベダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
- 「自転車事故」とは、次の事故をいいます。①自転車※に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故 ②運行中の自転車との衝突、接触
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
 【個人情報の取扱いについて】
 この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細は、三井住友海上火災保険株式会社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

■本補償は購入日より1年間が有効期間となります。

■期間満了前に保険会社・代理店より別途ご案内させて頂く場合がございます。予めご了承ください。

| | |
|--|--|
| 引受保険会社 | 引受代理店 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 東京東支店 渋谷第一支社 東京都渋谷区桜丘町3-2 渋谷サクラステージ SAKURAタワー10F TEL：03-5459-2309 | 株式会社松濤 |
| 事故の際は | ヨドバシファミリー安心補償 期間終了のお客さまはこちら |
| 三井住友海上 安心ステーション TEL：0120-258-189 とお伝え事故報告いただきますようよろしくお願いいたします。 |  左のQRコードの読み取り あるいは「ヨドバシファミリー安心補償」とインターネットで検索下さい。 |